

電子契約について

- 電子契約とは -

インターネット等の情報通信技術を利用し、電子署名やタイムスタンプを電子ファイル（PDF）に記録して締結する契約方法です。



- 電子契約のメリット -

- ☆ 契約書への収入印紙の貼付が不要
- ☆ 契約書への押印や受け渡しのための来庁が不要
- ☆ 契約書の紙での保管が不要

電子契約の手続きについて

- はじめに -

電子契約を希望する場合は、入札締切日の前日までに電子契約利用申出書（以下、「申出書」という。）を作成の上、次のメールアドレスまで提出いただく必要があります。契約までの流れを確認の上、契約手続きを進めてください。

- ※1 契約保証等の関係で電子契約が難しい場合、紙契約とさせていただく場合があります。
- ※2 電子契約対象案件は、入札公告や指名通知案内に「電子契約のおしらせ」が添付されています。

- 契約までの流れ -

1 申出書の提出

電子契約を希望する場合は、申出書に必要事項を入力の上、入札締切日の前日までに以下のメールアドレスまで提出します。

（提出先）黒部市総務管理部 財政課 keiyakukensa-zaisei@city.kurobe.lg.jp

※提出期限 **入札締切日の前日まで**

（メールを送付する際の留意事項）

- ・ お手数をおかけしますが、件名は「*****電子契約（業者名）」としてください。
- ・ メール送信後に担当課へ電話等で受信確認してください。

契約番号

2 契約書案の送付

- ・落札決定後、発注者から受注者に電子メールで契約書案がデータで送付されるので内容をご確認ください（※申出書の提出があった**担当者メールアドレス**あてに送付します）。
- ・契約書案の受注者名欄は発注者側で入力します。
- ・受注者名等に異体字・旧字体が含まれる場合、発注者側で表示・変換できない場合があります。この場合、受注者と調整の上、標準字体で表記させていただく場合があります。
- ・建設リサイクル関係書類の提出（※対象の場合）が必要な場合は、契約書案と同時にお送りしますので、契約予定日の1営業日前までに上記アドレスあてに提出してください。

3 契約保証の手続き（契約金額 500 万円以上の工事が対象）

- ・契約保証関係書類を落札決定通知の翌日から起算して5日以内までに発注者に電子メールで提出してください。
- ・**保証証書（原本）の郵送が必要な場合は、簡易書留など確実な方法でご郵送ください。**

＜契約保証の種類別の提出書類及び提出方法＞

①現金納付 →領収証書（写）の電子データを電子メールで送付

②有価証券等の提供 →受領証書（写）の電子データを電子メールで送付

③保証会社又は金融機関の保証

- ・紙の保証証書の場合：保証証書（写）の電子データを電子メールで送付し、原本を郵送又は持参
- ・電子保証の場合：保証確認サービス D-Sure の認証キーを電子メールで送付

④ 公共工事履行保証証券による保証

→保証証書（写）の電子データを電子メールで送付し、原本を郵送又は持参

⑤履行保証保険契約の締結

→履行保証保険証券（写）の電子データを電子メールで送付し、原本を郵送又は持参

4 契約書の承認、契約締結

- ・契約予定日に電子契約システムから契約書の承認依頼メールが届きます。メールが届いたら当日中に電子契約システムにアクセスし、契約書の内容を確認の上、同意をしてください（当日中に同意が難しい場合は、必ず発注者に連絡してください）。
- ・同意後、契約書に電子署名が付与され、契約締結が完了します。
- ・契約締結完了メールが届くので、契約書をダウンロード・保管してください。

5 変更契約

変更契約も電子契約の対象となります。ご希望の際は発注者までお知らせください。

※工期等の状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

《参考：電子契約利用申出書》

別記様式（第7条関係）

電子契約利用申出書

黒部市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

電子契約を希望する場合、以下をご記入ください。

番号・件名				
申出日	年	月	日	
① 契約締結権者	商号又は名称			
	役職			
	氏名			
	契約締結に利用するメールアドレス			
② 担当者	氏名		役職	
	電話番号			
	メールアドレス			

【留意事項】

※本書は押印不要です。電子メール（データ添付）等で提出してください。

※この申出書は、**契約ごとに1通**提出してください。

※電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

※メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※②(担当者)→①(契約締結権者)の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届き、①(契約締結権者)が書類内容に同意し、その後本市が同意することで、合意締結が完了します。

※①(契約締結権者)と②(担当者)のメールアドレスは、別々のアドレスをご記載ください。

《参考：電子契約フロー》

